

支え合いのまち千葉 推進計画 (第4期千葉市地域福祉計画)

はじめに

基本目標:ともに支えあう地域福祉社会を創る

地域福祉とは？

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域の実情に応じた支えあいの地域社会を創ることを言います。

計画の基本的な考え方

「ともに支えあう地域福祉社会を創る」を基本目標とし、コミュニティソーシャルワーク機能の更なる強化を通じて、地域住民等（※1）による地域生活課題（※2）の解決力の強化と、地域住民等では解決できない、複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ることにより、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

◆支え合いのまち千葉 推進計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」です。

（※1）地域住民等：地域住民、社協地区部会等の団体、社会福祉事業者

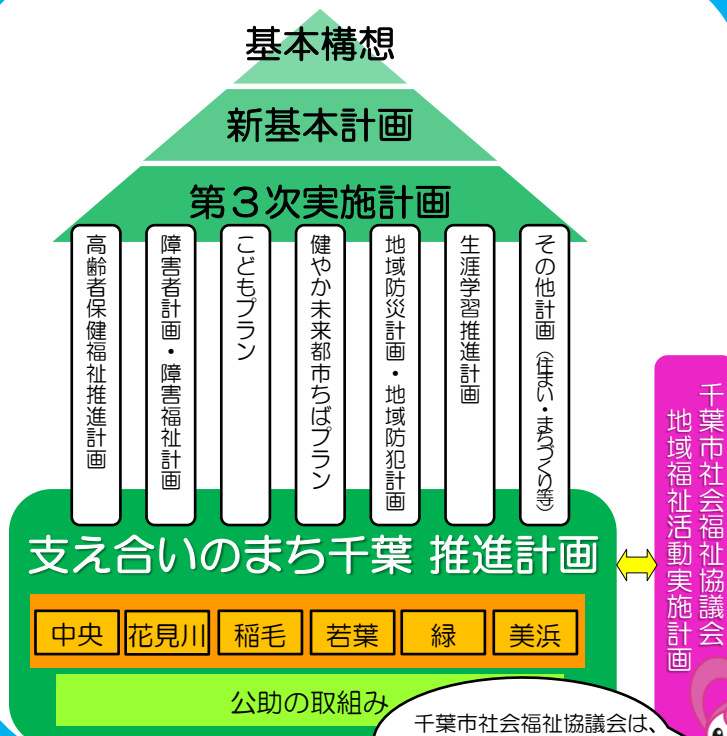
（※2）地域生活課題：地域全体に共通する課題

「コミュニティソーシャルワーク機能」の詳細は、4ページをご覧ください。

計画期間

平成30（2018）年4月1日～平成33（2021）年3月31日（3年間）

他計画との関係



個人や家族の
支え合い・助け合い

自助

共助

公助

地域社会の
支え合い・助け合い

公的サービス

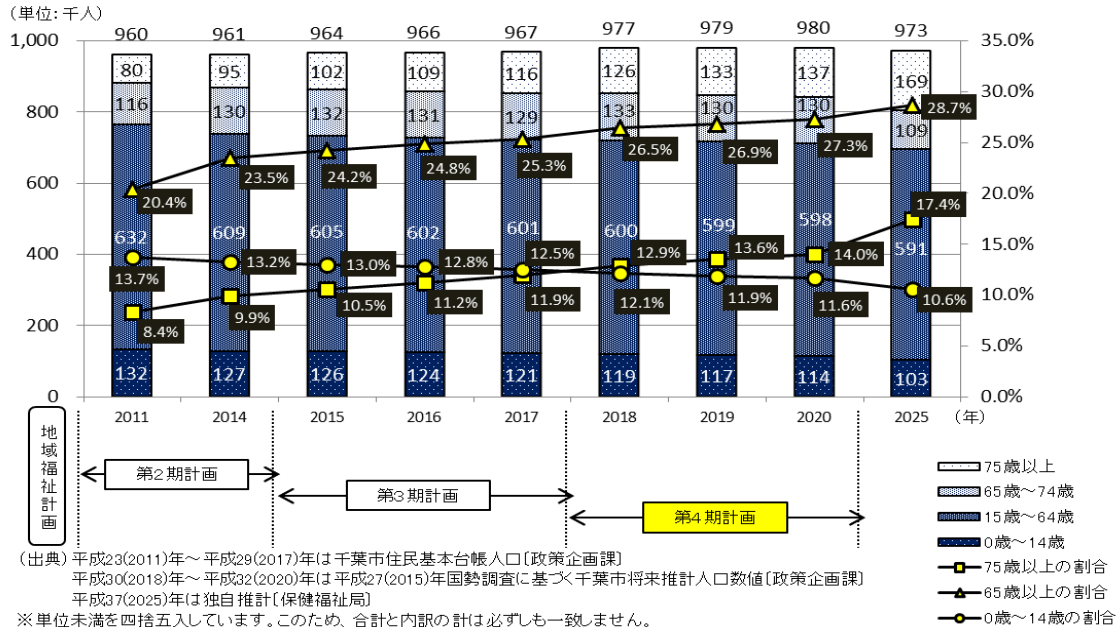
「自助」「共助」「公助」は、相互に連携し、補完し合うことが大切です。

千葉市社会福祉協議会は、略して「市社協」とも呼ばれます。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーディちゃん」

千葉市の現状

人口推移



本市の総人口(※1)は967,437人で、65歳以上の高齢者人口(※2)の割合は25.3%、15歳未満の年少人口(※3)の割合は12.5%であり、今後も少子高齢化は進行する見通しです。

(※1～3)総人口・高齢者人口・年少人口:住民基本台帳人口(平成29(2017)年9月末時点)

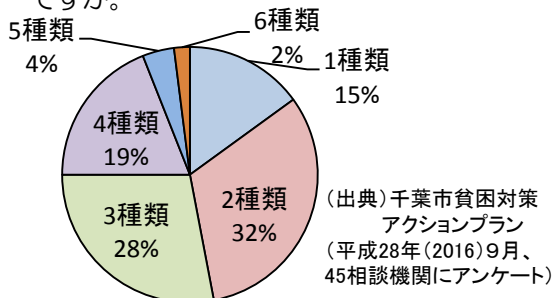
14の地域(町丁)では、すでに高齢者人口の割合が50%を超えているんだって！

少子化、高齢化、生産年齢人口の減少が進むと、社会保障費の増大や税収の減少、人材不足などが心配だね。

だからこそ、これからはみんなで支えあう「地域福祉」がもっと必要になっていくんだ！

生活課題の複合化の状況

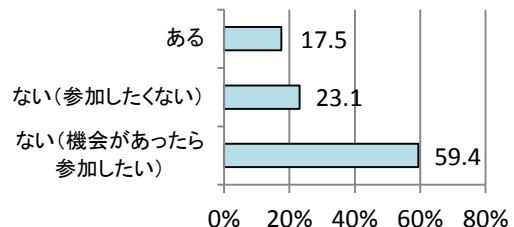
【問】相談者一人が抱える相談理由の数はいくつですか。



相談機関を訪れる人が複数(経済面、身体面、精神面等)の相談理由を抱えている割合は85%であり、生活課題が複合化していることが分かります。

地域福祉活動への参加状況

【問】これまでに地域福祉活動に参加したことがありますか。



(出典) 平成29(2017)年度千葉市WEBアンケート
 (平成29(2017)年5月1日～5月10日)N=650

地域福祉活動に参加したことが「ある」人の割合は17.5%にとどまるものの、今後「機会があったら参加したい」と考える人の割合は59.4%でした。

計画の推進の方向性

「地域共生社会」の実現

「地域共生社会」の実現に向け、これまで実践してきた取組みを持続し、更なる実践が生まれやすい環境を創り、促していきます。

地域共生社会とは？

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域をともに創っていく社会。

多機関の協働による相談支援体制の包括化

「制度の狭間」に対応するため、各分野の専門機関では解決できないような複合的な課題を、「丸ごと」受け止める相談支援体制（相談支援のプラットフォーム）の構築が求められています。また、専門家自らが、支援を必要とする現場に出向くアウトリーチを踏まえた個別相談支援体制の一層の強化が必要です。

地域力基盤強化の支援

地域住民自身が、生活課題を解決する力をより強化・醸成するとともに、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築を図ります。

計画の体系

第1章 支え合いのまち千葉 推進計画とは

第2章 地域福祉の現状と経緯

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画の概要

第4章 各区における地域福祉活動の好事例

第5章 地域の取組み（共助の取組み）※ 区計画

第6章 市の取組み（公助の取組み）

第7章 地域の取組みと社会福祉協議会及び市の施策

第8章 計画の推進に向けて

資料編

第4章では、地域福祉活動の参考となるような事例を、分かりやすく紹介しています。

第5章では、地域住民の皆さんが策定・推進する「区計画」を紹介しています。

第6章では、市が地域福祉の推進に向けて実施する事業・施策を紹介しています。

第7章では、地域、市社協、市の取組みを、テーマごとに紹介しています。

資料編では、福祉の相談窓口や、地域交流スペースの一覧、見守り・助け合いのためのスタートガイドなど、役立つ情報をたくさん紹介しています。

計画のポイント

1 地域力の強化

- ◆地域住民等が地域生活課題を「我が事」として取り組むよう支援します
- ◆地域を「丸ごと」支える包括的支援体制づくりを目指します

2 市の重点施策を設定

- ◆コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図ります

3 使いやすい計画

- ◆地域で活動する人が、生活課題に直面する人を支援する際に、役立つ計画を目指しました
- ①活動の参考になる「好事例」を紹介します
- ②市の取組みを検索しやすいようにしました
- ③地域・市社協・市の取組みを、テーマごとに一覧できるようにしました



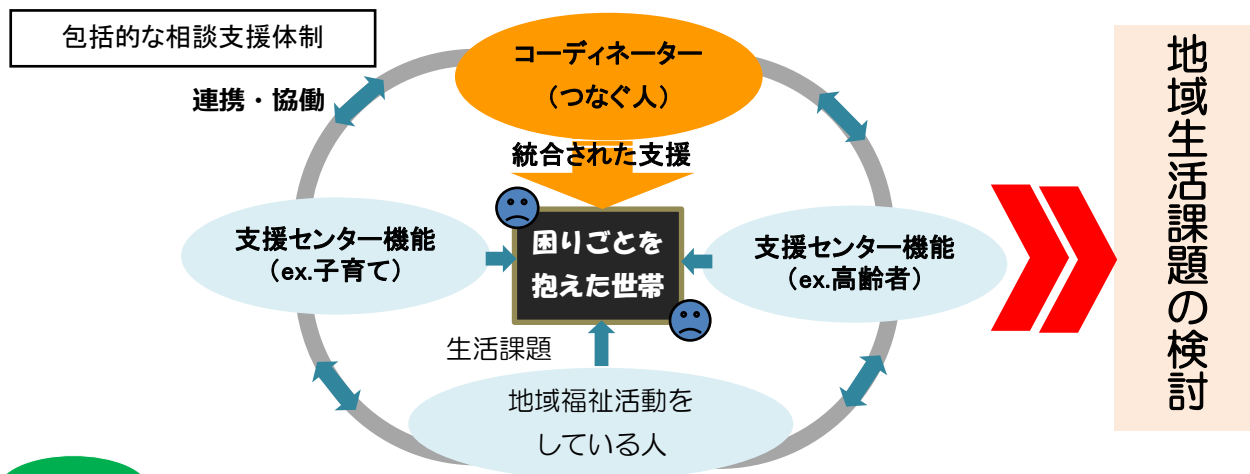
コミュニティソーシャルワーク機能の強化

コミュニティソーシャルワーク機能とは？

大きく次の2つの機能があります。

- ①地域において、生活課題を抱える個人やその家族等(=支援を必要とする人)への「個別支援」の機能
- ②個別支援の蓄積を通じて発見された「地域生活課題(※)」を、地域住民等が解決する取組みを支援する機能(=地域支援を行う機能)

(※)地域生活課題:地域全体に共通する課題



施策1

コミュニティソーシャルワーカーの増員等

市社協コミュニティソーシャルワーカーその他のコミュニティソーシャルワークを実践する地域福祉の専門家であるコミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図るとともに、市社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、あんしんケアセンター、地域ケア会議、生活自立・仕事相談センター等と市及び市社協との連携を深め、地域生活課題の発見及び認識の共有並びに解決の方策の共同検討を図ります。

施策2

多機関の協働による相談支援体制の包括化

個々の福祉分野が各々整備してきた相談支援機関をもってしても単独では解決できないような複合的な課題を抱える方を、効果的なチームアプローチで包括的に受け止められる相談支援体制の構築を図ります。

施策3

地域力基盤強化の支援

地域住民等による地域生活課題の発見・共有・検討・解決・評価のプロセスを担う地域力基盤体制の構築及び同プロセスの運用を、市社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等のみならず、市と市社協等も一体となって、地域の実情に応じて、個別具体的に支援する体制の構築を目指し、地域住民等による地域生活課題の解決力の向上の支援を図ります。

施策4

地域福祉の担い手の育成・拡大

市社協コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援の過程、市社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等による地域資源開発、ボランティアの研修及びコーディネート、公民館等の生涯学習機関における学びを生かしたコミュニティづくり等を通じて、地域福祉の担い手の育成・拡大を図ります。

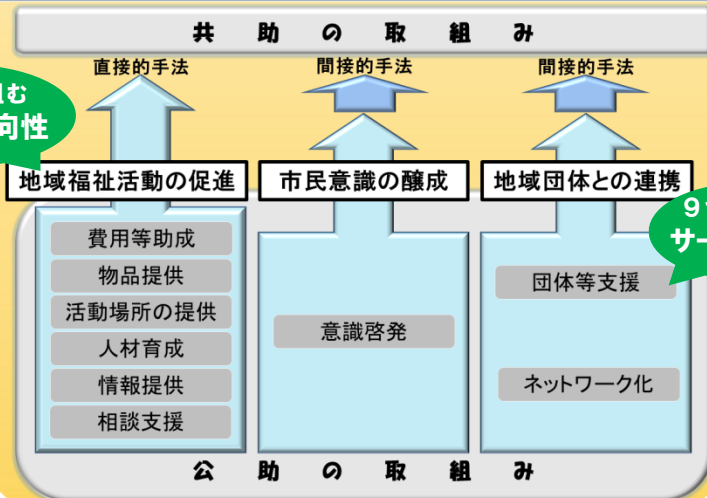
市の取組み(公助の取組み)

施策の展開

基本目標

ともに支えあう地域福祉社会を創る

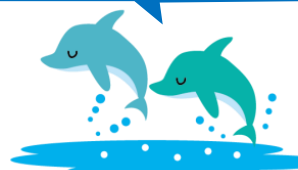
市が取り組む 施策の方向性



9つの サービス類型

地域福祉推進の 10の取組みテーマ

- 1 見守りの仕組みづくり
- 2 高齢者を支える仕組みづくり
- 3 障害者を支える仕組みづくり
- 4 こどもと子育てを支援する仕組みづくり
- 5 健康づくり
- 6 防犯・防災に対する取組み
- 7 担い手の拡大とボランティア活動の促進
- 8 福祉教育・啓発
- 9 地域のつながりづくり
- 10 相談支援体制と情報提供の充実



費用等助成

1. 区地域活性化支援事業（各区地域振興課）
2. ボランティア活動補償制度（市民自治推進課）
3. 市民防犯活動の支援（地域安全課）
4. 健康づくり事業（健康支援課）
5. 地域支え合い型訪問支援・通所支援事業（高齢福祉課）
6. 地域見守り活動支援事業（高齢福祉課）
7. 高齢者等ごみ出し支援事業（高齢福祉課）
8. 認知症カフェ設置促進（地域包括ケア推進課）
9. いきいき活動外出支援事業（高齢福祉課）
10. 介護支援ボランティア制度の運用（介護保険管理課）
11. 青少年育成事業（健全育成課）

活動場所の提供（※）

1. 社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進（地域福祉課、高齢福祉課、介護保険事業課）
2. 空き家の有効活用事業（住宅政策課）
3. 地域づくり拠点としての公民館の活用（生涯学習振興課）
4. 学校施設開放（学校施設課）
5. ちばし消費者応援団登録（消費生活センター）
6. 国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進（国際交流課）
7. 学校体育施設開放事業（スポーツ振興課）

※「活動場所の提供」は、地域福祉を主目的としない施設を地域に開放するものです。

物品提供

1. 市民防犯活動の支援（地域安全課）
2. 防犯ウォーキングの推進（各区地域振興課）
3. 美浜区見守りネットワーク（美浜区地域振興課）

人材育成

1. 市民のボランティア・NPO活動参加の促進（地域福祉課、高齢福祉課、市民自治推進課、国際交流課、生涯学習振興課）
2. 生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成（生涯学習振興課）
3. 社会福祉セミナー（地域福祉課）
4. 民生委員協力員（地域福祉課）
5. 国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進（国際交流課）
6. ゲートキーパーの養成（こころの健康センター）
7. ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業（精神保健福祉課）
8. 市民防犯活動の支援（地域安全課）
9. 応急手当普及啓発事業（救急課）
10. ヘルスサポーターの養成（健康支援課）
11. 食生活改善推進員の養成（健康支援課）
12. 生活支援コーディネーターの設置（地域包括ケア推進課）
13. シニアリーダー講座（地域包括ケア推進課）
14. 認知症サポーター養成講座（地域包括ケア推進課）
15. 認知症介護研修（地域包括ケア推進課）
16. 手話・点字・ガイドボランティア等の養成（障害福祉サービス課）
17. 精神保健福祉ボランティア養成講座（こころの健康センター）
18. 放課後子ども教室推進事業（生涯学習振興課）
19. ファミリー・サポート・センター事業（幼保支援課）
20. 学校セーフティウォッチ（学事課）



市の取組み（全部で129項目）のうち、ここでは、市民の皆さんにとって特に関係の深いものを抜粋して掲載しています。

地域における地域福祉活動の好事例

中央区 地域一体「協働」の体制づくり

<取組み>

地域の拠点づくり（コミュニティカフェ、子ども食堂など）、高齢者お助け隊、シニアリーダー体操など

<ポイント>

町内自治会など43の構成員から成る「松ヶ丘中学校地区地域運営委員会」で地域課題を共有し、総合的な地域コミュニティ力で地域課題の解決に取り組んでいます。

詳細

詳しくは、「松ヶ丘中学校地区地域運営委員会」で検索

花見川区 子ども食堂

<取組み>

食事を介した児童・保護者間の交流、地域住民との交流

<ポイント>

地元の篤志家^{とくしか}の寄付をきっかけに、平成29（2017）年度から始まりました。懇談や食後のお楽しみなどに工夫を凝らし、食事を通じた子どもの健全な育成に取り組んでいます。

連絡先

「檣橋地域福祉交流館」
電話・FAX：043-259-0251

稲毛区 いなげ子育てフォーラム

<取組み>

子育てに関わる活動団体が情報交流交換会（いなげ子育てフォーラム）を開催

<ポイント>

様々な活動が「点」から「線」となり、線がつながり「輪（WA）」となるよう、お互いに「顔の見えるつながり」を大切にしています。

連絡先

「市社協稲毛区事務所」
電話：043-284-6160
FAX：043-290-8318

若葉区 加曽利たすけあいの会

<取組み>

顔の見える関係の中での助け合い（身近な生活支援）、広いエリアでの助け合い（大型機材を用いた樹木剪定等）

<ポイント>

地元の障害者福祉施設の協力を得ながら、「介護に頼らない健康づくりと福祉ネットワークづくり」を合言葉に、支え合い活動に取り組んでいます。

連絡先

「加曽利助けあいの会」
電話：050-3519-7950

緑区 買物支援サービス

<取組み>

利用者の自宅からスーパーマーケットまで、高齢者福祉施設の車が送迎

<ポイント>

買物に困っている高齢者を支援するため、町内自治会、地元の高齢者福祉施設、地元スーパーマーケット、市社協の4者が協力しています。

連絡先

「市社協緑区事務所」
電話：043-292-8185

美浜区 憩いのカフェ『カフェさいわい』

<取組み>

高齢者福祉施設内の「地域交流スペース」を活用し、地域交流の場を運営

<ポイント>

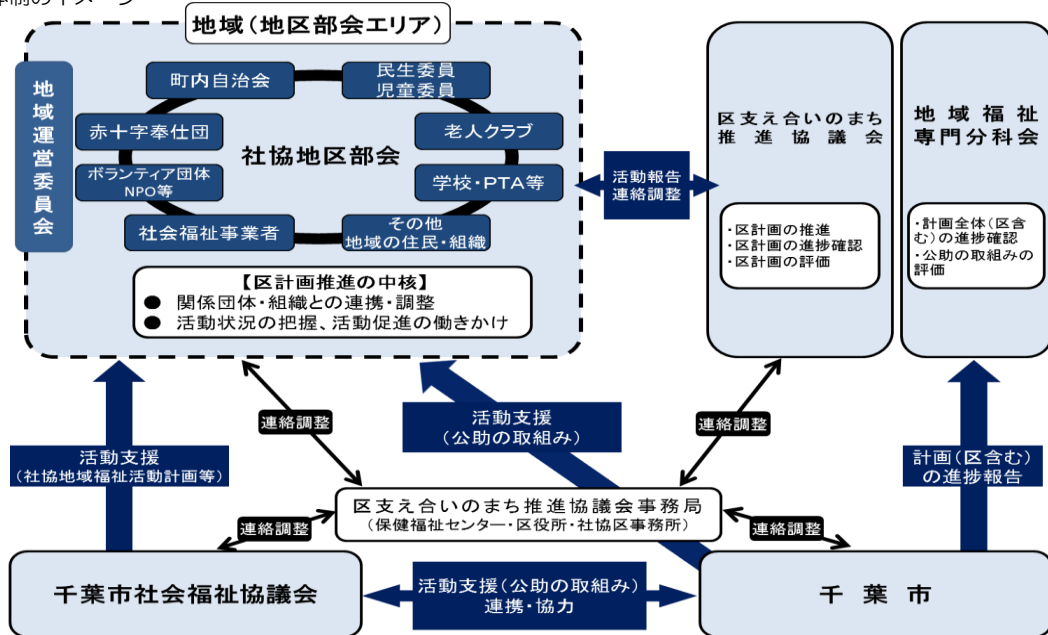
地元の地域資源（高齢者福祉施設）を活用し、ボランティアが主体となって、地域のコミュニティづくりに取り組んでいます。

開催場所

特別養護老人ホーム
「しょうじゅ美浜」内

計画の推進体制

※推進体制のイメージ



地域の体制

社協地区部会が、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を図り、区計画に基づく取組みを推進します。

市の体制

- ◆他の個別計画と整合・調整を図りながら、関連部署との連携を密にして取組みを推進します。
- ◆地域共生社会の実現を目指し、本市の庁内横断的な組織として「地域共生社会推進事業部」を設置しました。今後は、地域共生社会推進事業部の内部組織である「地域力向上班」が中心となり、市の取組み（公助の取組み）の重点施策である「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」に取り組めます。

推進状況の検証

- ◆本計画の策定趣旨を踏まえ、地域に関わる様々な方の意見を反映させながら計画を推進するため、地域福祉専門分科会と各区支え合いのまち推進協議会において、それぞれ計画の進捗確認及び評価を行います。
- ◆「第5章 地域の取組み（共助の取組み）」の取組みについては、各区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時各地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証します。
また、市が年度ごとに、各区推進協で取りまとめられた区計画の推進状況を、地域福祉専門分科会へ報告します。
- ◆「第6章 市の取組み（公助の取組み）」の施策については、地域福祉専門分科会が、市から年度ごとに実施状況の報告を受け、それに基づき成果と課題について検証します。

区支え合いのまち推進計画(区計画)



中央区

みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区

<7つの基本方針>

- ①身近なコミュニティづくりの推進
- ②交流の場と仲間づくり
- ③社会参加の推進
- ④地域の福祉力向上、担い手づくり
- ⑤相談体制、情報提供の場づくり
- ⑥福祉教育の推進
- ⑦人にやさしい生活環境づくり



花見川区

あなたが主役 みずから進んで参加しよう！
地域福祉の創造をめざして

<5つの基本方針>

- ①交流の場と健康づくり
- ②支え合い、助け合いのできる地域社会づくり
- ③人材の育成と相談体制の仕組みづくり
- ④防犯体制づくり
- ⑤防災体制づくり



稲毛区

みんなで支え合い、安心して暮らせる
稲毛（まち）をめざして

<5つの基本方針>

- ①地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう
- ②人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー
- ③「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」する、みんなの様々な居場所づくり
- ④身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり
- ⑤日頃からの緊急時に備えた取組み



若葉区

だれもがいきいきと暮らせる
しあわせのまち 若葉区

<5つの仕組み>

- ①だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう
- ②あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう
- ③備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう
- ④必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう
- ⑤世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう



緑区

地域住民のきずなを深め、みんなが手を
結び合い、住みよいまちづくりを推進する

<3つの基本方針>

- ①コミュニケーション
(交流・ふれあい・社会参加)
- ②緊急時の支援・対応(防犯と防災)
- ③身近な生活支援(見守り・助け合い)



美浜区

みんなが主役！こころ豊かな
美浜（まち）づくり

<3つの基本方針>

- ①市民主体による協働のまちづくり
- ②誰もが暮らしやすい環境づくり
- ③福祉を支える人づくり

区計画では、地区部会エリアごとに
「重点取組項目」を設定しています。



区計画の詳細は、計画書（本編第5章）
または区版リーフレット（いずれも別冊）を
ご覧ください。

発行：平成30（2018）年3月
企画・編集：千葉市保健福祉局地域福祉課
〒260-8722
千葉市中央区千葉港1-1
電話 043-245-5158
FAX 043-245-5620
電子メール chiiki.HW@city.chiba.lg.jp



この事業には、宝くじの収益金が活用されています。